



マイナンバーって、なに？

■問い合わせ／吉備庁舎総務課

何のために導入されるの？

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人一人が持つ、12桁の番号のことです。原則として一度指定されたマイナンバーは生涯変わらず、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まります。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

① 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

② 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

③ 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

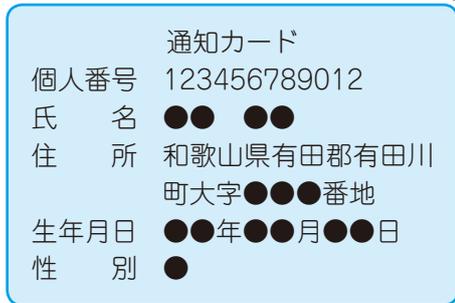
自分のマイナンバーは、いつわかるの？

平成27年10月以降、住民票の住所に、マイナンバーを通知するための「通知カード」を、世帯ごとに郵送します。

※通知を確実に受け取りいただくため、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、住所異動の手続きをしてください。

通知カードは、紙製のカードで、券面にはマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。通知カードには顔写真が入っていませんので、本人確認の際には別途、顔写真が入った証明書などが必要になります。

通知カード（見本）



個人番号カードは、いつ配布されるの？

通知カードとともに送付される「個人番号カード交付申請書」で申請することにより、平成28年1月以降、「個人番号カード」が交付され

ます。初回の発行手数料は無料です。個人番号カードは、プラスチック製のカードで、ICチップが搭載されます。券面には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。個人番号カードの交付を受けるときは、通知カードを町に返納しなければなりません。個人番号カードは、マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な際にこれ1枚で済む唯一のカードであり、カードのICチップに搭載された電子証明書をを用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）などの電子申請が行えます。※住基カードをお持ちの方は、有効期限までご利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。

個人番号カード（見本）

